

類型7-6) スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合

～スポーツ事故

<事例>

指導者が現場にいない練習中に重傷事故が生じていたにもかかわらず、スポーツ団体に報告がなされないまま半年間放置されている事案が判明しました。

スポーツ団体として、どのように対応すべきでしょうか。また、再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

スポーツには、回避できない事故と回避できる事故があります。まず、回避できる事故を起こさないよう、最大限の注意を払わせなければなりません。

また、回避できない事故を減らすためには、事故情報を集約し、原因を究明し、情報を共有することが不可欠です。その意味で、スポーツ団体が説明責任を果たすことが極めて重要な意味を有します。

そのため、回避できる事故を起こした指導者に対しては、処分を科す必要があるか、検討の必要があります。また、それ以上に、回避できる、できないにかかわらず、事故情報の報告を怠ることは、説明責任を阻害する極めて重大な違反行為といえ、事故を起こしたことと同等か、又はそれ以上に厳正な処分を科す必要があります。

事故に関する不祥事の再発防止策は、事故情報の分析と公表に他なりません。その意味で、事故情報の報告を促すという観点から、回避できる事故を起こした指導者を全て処分することが適切かどうか、議論の余地があります。

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) スポーツ団体としての調査 ～事故情報の報告の義務付け

スポーツには、回避できない事故と回避できる事故があります。

回避できる事故を起こさないよう、最大限の注意を払わせなければなりません。しかしながら、最大限の注意とはどのようなものか、選手や指導者が具体的に理解できるものばかりとはいえません。

他方、回避できない事故を減らすためには、事故情報を集約し、原因を究明し、情報を共有することが不可欠です。

以上から、回避できる事故との関係でも、回避できない事故との関係でも、スポーツ団体が説明責任を果たすことが極めて重要な意味を有します。そして、スポーツ団体が説明責任を果たすために、選手や指導者からの事故情報の報告が極めて重要な意味を持つこととなります。

まずは、スポーツ団体の規定に、事故が起こった場合に直接、又は加盟団体を通じて、スポーツ団体に発生した事故の概要が報告されるよう、選手、指導者等の登録者に義務付け、これを実効的に運用することが必要不可欠です。

(2) 処分の在り方 ～弁明の機会と処分の適正

スポーツ団体による処分は、処分の対象者にとって著しい不利益をもたらすので、本人に弁明の機会を与える必要があります。

また、処分を決定する上で重要なことは、問題となっている行為と処分の均衡です。不祥事の内容に比べて、過度に緩やかな、あるいは過度に厳しい処分を課すことは、処分の適正さに疑いを生じさせることになりかねません。処分を決める上でも、調査の場合と同様に、スポーツ団体外の有識者の関与を検討すべきでしょう。

上記のように、事故情報の報告は、説明責任の根幹をなします。そのため、事故情報の報告を躊躇させるほどに、すべて事故を起こした者を厳格に処分することは、却って問題といえます。それよりは、事故情報の報告を怠った者に対し、厳格な処分を科すことの方が、将来の同種事案の抑止の観点からしても重要であると考えられます。

スポーツ団体が処分を課す際には、処分の対象となった者に対して、処分の内容とその理由を直接説明します。

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合

には、あわせて、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

(3) 再発防止策の実施

スポーツ団体内部における不祥事の発生を防ぐためには、常日頃から、次のような方策を講じることが大切です。

① 各スポーツ団体における倫理規定、ガイドラインの作成

事故情報の報告義務違反を明確に禁止行為とし、処分基準を設けている例は決して多くないと考えられます。可能な限り、明確な規定を設けることを検討してもよいと考えられます。

② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、医師等、事故の機序や原因を科学的に分析することができるスポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

③ 相談窓口の設置

事故の被害者は身体的精神的に大きな負担を被っていることから、相談窓口を設立し、カウンセラー等、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

④ 関係者に対するコンプライアンス教育啓発活動

スポーツ団体の役職員やコーチ、監督等指導者らを対象とした定期的な研修会等の実施や、パンフレット等の情報資料の配布等が考えられます。上述の通り、事故が起こることは織り込んだうえで、まず報告義務を果たすよう、繰り返し啓発する必要があるところです。

(4) 広報 ～社会からの信頼回復

事故は、競技にとってネガティブなイメージを与えるものです。回避できる事故、回避できない事故のいずれについても、公表を躊躇したくなる思いは理解できるところです。

しかしながら、学校事故に関してはデータベースが公表されており、ある程度の概数が出る状況にあること、上述のように将来の事故を回避するうえでは過去の事故に学ぶことが多くあることから、報告を受けた事故情報は、なるべく公表するべきであると考えます。

事実関係を公表する場合には、被害者のプライバシーに十分に配慮する必要があります。また、刑事事件に発展し、捜査が進行中の場合には、捜査機関から、情報を公開しないように求められる場合もあるでしょう。

さらに、一定期間を経た後での、再発防止策の達成状況を検討し、継続的に情報公開を行うことも重要です。

◆ (参考) 処分基準(スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドラ

イン 別紙6 モデル処分基準¹⁹¹⁾)

VII 報告義務違反

【標準例】

指導者が不在中の練習において事故が発生し、選手が傷害を負ったにもかかわらず、当該チームの責任者(指導者等)が当該事故に関しスポーツ団体に対する報告を怠った。

戒告、けん責、罰金又は有期の登録資格停止[短・中期: 1か月以上3か月以下]とする。

¹⁹¹⁾ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」¹⁹²
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」¹⁹³
- ・ 45 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (1) コンプライアンス推進組織の設置」¹⁹⁴
- ・ 63 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築」¹⁹⁵
- ・ 121 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築」¹⁹⁶
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁹⁷
- ・ 143 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁹⁸

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 49 ページ 「1 NF 運営全般に関するフェアプレーガイドライン(2) 法令遵守」¹⁹⁹
- ・ 177 ページ 「7 NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン(5) 安

¹⁹² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹⁹³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹⁹⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁹⁵ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁹⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁹⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁹⁸ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁹⁹ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_04.pdf

全性の確保」²⁰⁰

【参考文献】

- ・ 日本スポーツ振興センター『学校事故事例検索データベース』²⁰¹
- ・ スポーツ安全協会『スポーツ安全協会要覧 2016-17』²⁰²

²⁰⁰ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_10.pdf

²⁰¹ https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx

²⁰² http://www.sportsanzen.org/content/images/about_us/yoran.pdf